

序章 産業振興マスタープランの策定にあたって

序1 計画策定の背景と目的、位置づけ

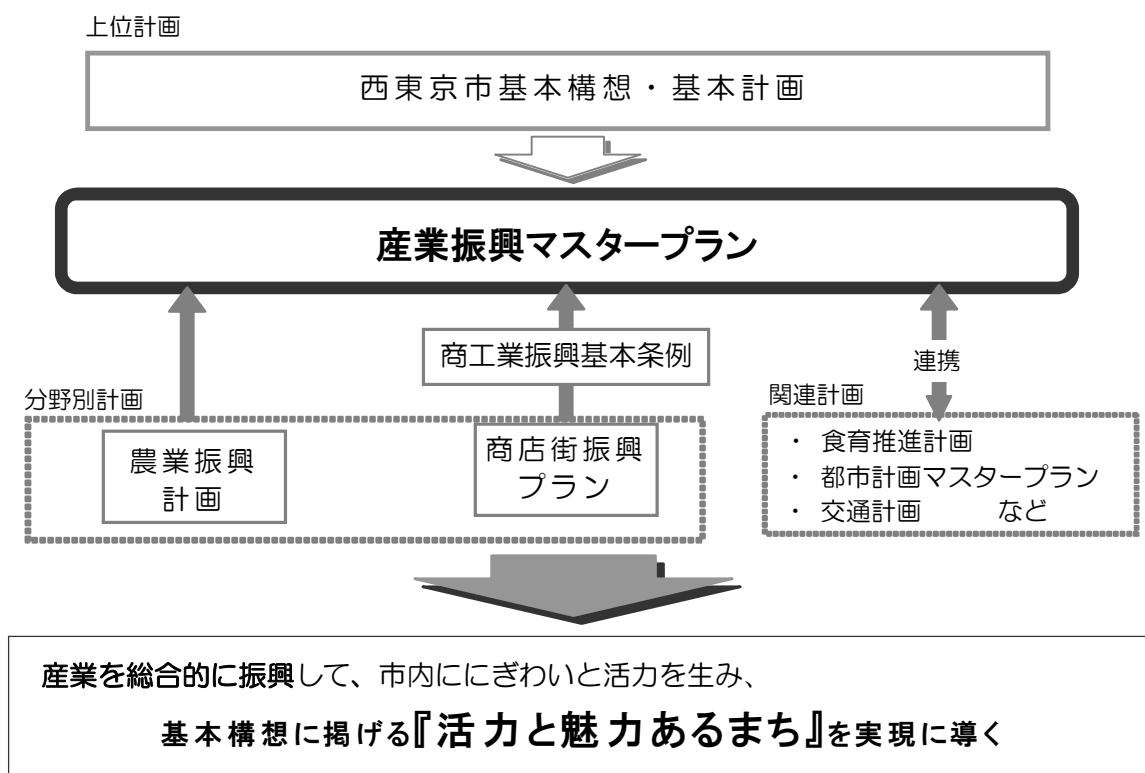
西東京市は、平成23年1月に合併10周年を迎えます。この10年の間に人口は増加し、20万人都市となるのも目前です。

このような状況のもと、周囲に目を向けると、平成20年に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が、平成21年に「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(通称：地域商店街活性化法)」が施行されたほか、平成22年には立川市・昭島市にまたがる場所に「産業サポートスクエア・TAMA」が開設され、中小企業振興公社、産業技術研究センター(多摩テクノプラザに改称)、商工会連合会などが立地するなど、産業振興を支援する法制度や施設の整備が進められています。

そこでこのたび、西東京市の次の10年の礎となすべく、産業振興の方向性を示した「西東京市産業振興マスタープラン」を作成いたしました。

当産業振興マスタープランは、西東京市基本構想・基本計画を上位計画とする、分野横断的な産業振興ビジョンです。西東京市商工業振興基本条例及び産業分野の計画と整合し、産業振興に関係の深い各種計画と連携を図りつつ、西東京市の産業振興の方向性を定めます。なお、商店街振興プランの見直し内容も包含しています。

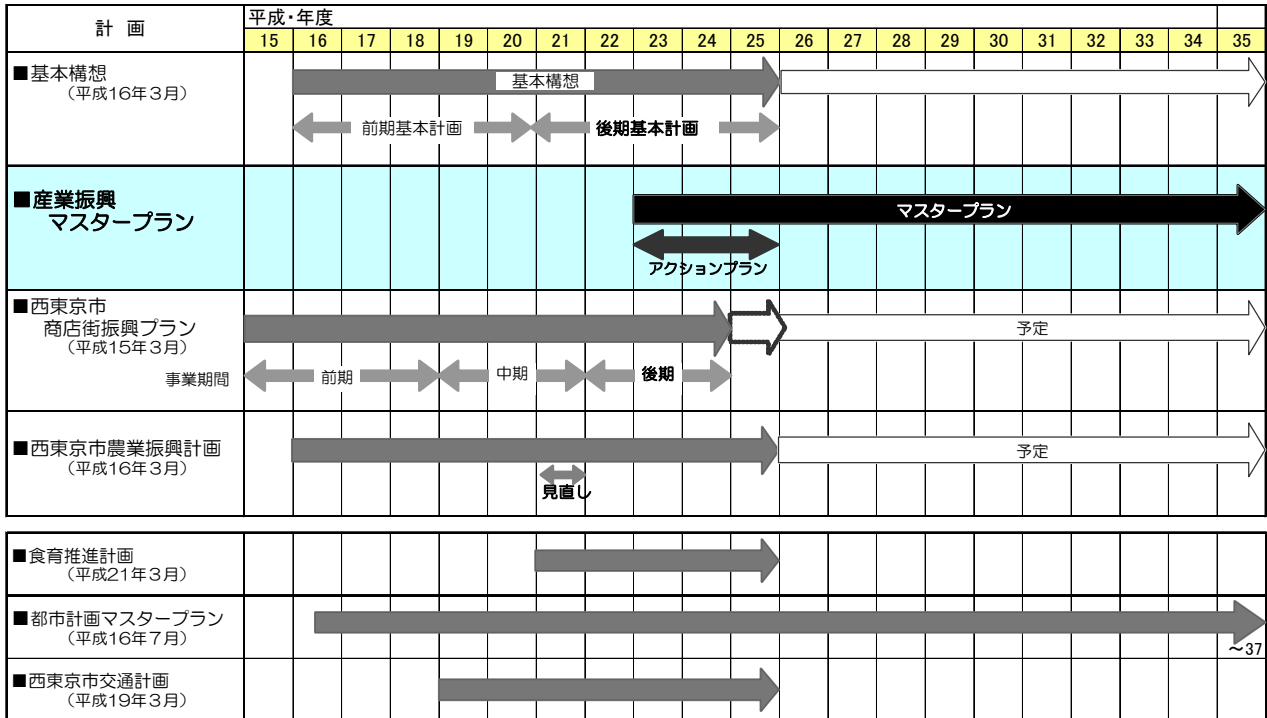
図 計画の位置づけ



序2 計画の期間

本マスタープランの計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成35年度(2023年度)までの13年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

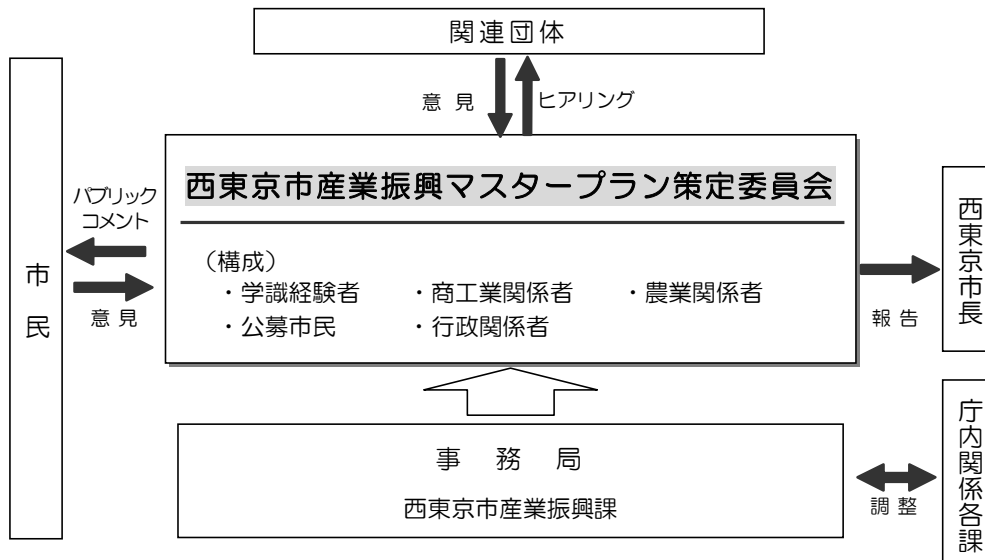
図 本マスタープラン及び上位・関連計画の計画期間



序3 策定体制

策定体制は、以下のとおりです。

図 策定体制



序4 産業振興マスタープランの構成

